

SGEC 規準文章 5-1

SGEC 森林管理認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項

改正のポイント

1. 2023.1.17 に改正・施行された PEFC ST 1004:2024 PEFC に承認された森林管理規格の認証業務を実行する認証機関に関する要求事項踏まえ改正
(なお、PEFC ST1004 では、ベースとする ISO 規格については、基本的に ISO17021 としているが、FM 認証が、ISO17065 をベースとして PEFC に相互承認されている場合、認証機関に関する要求事項も ISO17065をベースとすることを認めるとしている。)
2. 改正規格の内容は、旧規格に比し詳細化され、このため、規格項目も、大幅に増加
3. 主な追加項目としては
 - ・用語と定義の追加
 - ・一般要求事項に法的契約上の事項、公平性の管理、機密保持、リスク・アプローチの導入等を記載
 - ・資源に関する要求事項の審査員等の力量に地域における社会人口動態、持続可能性に関わる課題、文化的課題についての知識を明記、
研修における PEFC 評議会の承認の導入、
審査員資格の維持に関する事項等の追加
 - ・情報に関する要求事項として、
審査報告書の概要の公開を明記、
影響を受けるステークホルダーの審査プロセスへの参画等の追加
 - ・プロセス要求事項として、
審査はリスクベースとし、リスクに基づく審査のための文書化された手順の保有を規定、
 - ・初回審査の手法の明確化
ステージ 1(リモートも可)、ステージ 2(現地審査)、オープニング会議、クローズング会議等
リモート審査の手法及びリモート審査に関する文書化された手順の保有を規定
 - ・不適合に対する対処の詳細化
 - ・定期審査に加え、根拠がある懸念を認識した場合の特別審査の導入、
 - ・異議申し立てプロセス、苦情申し立てプロセスの保有を規定
 - ・マネジメントシステム要求事項(モニタリング活動等)の追加